

雲南消防組合の給与・定員管理等について（概要版）

○人件費の状況 （平成21年度決算額）

区 分	歳出額（A）	人件費（B）	人件費比率（B/A）
平成21年度	1,134,300 千円	804,666 千円	70.9 %

○職員給与費の状況（平成21年度決算額）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
平成21年度	108人	387,942千円	97,696千円	134,851千円	620,489千円	5,745千円

（注）職員手当には、退職手当を含みません。

○職員の平均給料月額、平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

	平均給料月額	平均年齢
雲南消防組合	298,537円	35.4歳
国（公安職）	322,231円	41.5歳
県（公安職）	340,887円	40.2歳
県内市町村平均	331,093円	43.0歳

○職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

採用職種	雲南消防（公安職）	国（公安職）
大学卒	—	208,200円
高校卒	158,100円	158,100円

（注）「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

○職員手当の状況

区 分	支 給 実 績	内 容（平成21年4月1日現在）
期末・勤勉手当 6月期 12月期 合 計	1.3月分 0.725月分 1.4月分 0.625月分 2.7月分 1.35 月分	雲南消防組合では国より抑制しており、さらに算出した額から5パーセントを減額支給する抑制措置を実施
特殊勤務手当	平成21年度支給実績 （平均月額） 8千円／1人	種類：夜間特殊業務手当（午後10時から翌日午前5時までに通信業務に従事した場合、400円） 他の特殊勤務手当については、平成18年度から廃止
時間外勤務手当	平成21年度支給実績 （平均月額）165千円／1人	国と同様 支給割合 1時間当たり100分の125～100分の160
扶 養 手 当	平成21年度支給実績 （平均月額） 169千円／1人	国と同様 1 配偶者 13,000円 2 配偶者なし扶養1人目 11,000円 3 扶養でない配偶者を有する場合1人目 6,500円 4 満16歳から満22歳までの子（加算） 5,000円
住 宅 手 当	平成21年度支給実績 （平均月額） 48千円／1人	国と同様 1 家賃が月額23,000円以下の場合 家賃から12,000円控除した額 2 家賃が月額23,000円以上の場合 家賃から23,000円控除した額の1／2に 11,000円を加えた額（27,000円限度）
通 勤 手 当	平成21年度支給実績 （平均月額）121千円／1人	自家用自動車等使用者（片道2キロ以上に限る） 距離に応じて最高26,500円

○職員数の状況

職員数	平成20年度	平成21年度	対前年度増減数
	108人	108人	0人

秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日

全国統一防火標語

「消したかな」 あなたを守る 合言葉

この運動は、寒くなる時季を迎え暖房器具等を取り扱う機会が増えることから、火災の発生を防止するとともに、死傷事故や大切な財産の損失を防ぎ、高齢者を中心とする死者の発生を大幅に減少させることを目指すものです。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にしない。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろは、そばを離れるとき、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンなどは、**防災物品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

早く取り付けて!! 住宅用火災警報器



早く取り付けてね!!

今年に入り島根県では住宅火災により11名の方が亡くなっておられます。ここ5年間では最多の人数で、11名の内7名の方は65歳以上の高齢者の方です。火災時の逃げ遅れを防止するために、一日でも早く住宅用火災警報器を設置しましょう。



総務省消防庁発表 推計普及率

	平成20年6月	平成21年3月	平成21年12月	平成22年6月
全国	35.6%	45.9%	52.0%	58.4%
島根県	10.0%	14.7%	27.6%	35.8%
雲南消防本部	3.4%	11.6%	22.2%	35.1%

雲南消防本部管内の設置率は最新の調査で35.1%です。全国平均（58.4%）を大きく下回っています。

- 家族が**寝室に使う部屋全て**に煙を感知する住宅用火災警報器を設置してください。
- 2階に寝室がある場合は、**階段室**にも必要です。

平成23年5月31日までに設置が必要です。設置義務化まであと7ヵ月!!!